

名前（清水 章子）  
名前（荒西 正和）

議題2 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（最終案）について

【意見・質問・要望】

森田部長名の説明文書にある「部落差別解消推進法は、国と地方自治体に対する責務を明らかにするもので、国民や事業者に対しての義務や努力義務の記載はありません。」という理由は部落差別解消推進法の条例化ができない理由ではなく、制定しない結論ありきの説明です。

他自治体では、義務規定の記載がなくても法制度の理念を踏まえ、条例を制定して取り組む決意を示しています。全国の条例策定状況を見ますと、12都府県、55市、24町、3村（2020年9月現在）。兵庫県内では9つの自治体が行政の責務として主体的に部落差別をなくすことを明言しています。

追記するなら、芦屋市においても「路上喫煙の禁止」や「手話言語」など、根拠法を超え、条例で事業者や市民に義務を課し、市民生活の向上に尽力している事例も見られます。問われているのは芦屋市としての決意であり、主体性ではないでしょうか。

芦屋市として「部落差別解消推進法」の周知徹底と、条例制定に向けた市の職員の意識改革が急がれます。

また、「部落差別解消推進法」では、地方公共団体は地域の実情に応じた施策や相談事業を行うよう求めています。地域の実情に応じた施策を実施するには、芦屋市における同和行政の検証、審議会の設置や独自の実態調査を行い、市としての計画を策定して取り組む必要があります。

「差別をなくすために何ができるのか」情報収集し、差別される側の立場に立った行政の姿勢を示すことが求められています。

政府審議会の答申は、その前文で、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」「部落差別の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記しています。

この答申は約50年前のもので、状況は大きく変わりましたが、これは政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書といえます。

この答申は、同和問題を「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され」「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と捉えています。そして、部落差別は日本社会で作られ、温存されてきたことも明らかにしています。

さらに、部落差別が客観的に存在していること、永久に未解決のものではなく、必ず解決するが自然になくなるものではないこと、「心理的差別」と「実態的差別」が相互に因果関係を保っていることなどを明らかにした、現在も効力があるものです。

「部落差別解消推進法」は答申を起点に約半世紀にわたり取り組んできた成果として策定されたものです。このことから、自治体の責任として部落差別解消をめざした条例制定を否定することは、政府審議会答申を無視したものです。

芦屋市の現状を踏まえた施策を推進することは、努力義務であっても、自治体の責務の一部です。市として「その努力義務を、努力として果たし」部落差別に対する市の施策の方向性を示す条例を制定することは、積極的な取り組みとして評価されこそすれ、否定することではありません。

「部落差別解消推進法」が施行され、「部落差別のない社会を実現する」と決意したことを芦屋市がどのように受けとめるのか、その姿勢が問われています。

芦屋市として部落差別解消のために条例制定を進めていくことは、自治体や事業者、そして国民（市民）に向けた取組などを確実に進めていく必要があります。「条例制定は予定していない」と断定するのではなく、部落差別の現状や他自治体の動向も勘案し、検討していただくよう求めます。

この意見・質問・要望に対する説明を求めます。